

【表紙】

| | |
|--|--------------------|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年12月27日提出 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松田 通 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | マイ・インデックス・オープン225 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等および繰上償還を予定しており所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
消費税率が10%となった場合は、2.20%（税抜 2.00%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

<訂正後>

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年 6月28日から2020年 6月29日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

2019年 6月28日から2020年 6月29日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2020年3月11日までとし、2020年3月12日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

(12)【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

ファンドの純資産の減少により、投資信託約款に定める商品性に沿った運用が困難になりつつあることから、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2019年12月30日現在の受益者（2019年12月27日までに、取得申込みの受付を完了された方が対象となります。）に、2020年3月12日付けで繰上償還することについての意向を確認する手続きを2019年12月30日から2020年2月6日まで行います。

当該期間中に償還に反対された受益者の受益権の合計口数が2019年12月30日現在の受益権総口数の半数を超えない場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は2020年3月11日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を公告するとともに、2019年12月30日現在の受益者にその旨を記載した書面を交付いたします。

繰上償還決定の可否につきましては、2020年2月7日に委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) | 補足分類 |
|-----------|--------|------------------------|---------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 | 特殊型 |
| | 内外 | 不動産投信 その他資産 資産複合 | |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|---------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象 インデックス |
|---------------------|------|--------|------|--------------|
|---------------------|------|--------|------|--------------|

| | | | | |
|--------------------------|----------|---------|------------------|-----------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | 日経225 (配当込み) |
| 債券 一般 | 年6回(隔月) | 欧州 | | |
| 公債 | 年12回(毎月) | アジア | | |
| 社債 | 日々 | オセアニア | | |
| その他債券 | その他 | 中南米 | ファンド・オ ブ・ファンズ | TOPIX |
| クレジット属性 | | アフリカ | | |
| 不動産投信 | | 中近東(中東) | | その他 |
| その他資産(投資信託証券 (株式 一般)) | | エマージング | | |
| 資産複合 | | | | |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|------------------------------|---|
| その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として株式(一般)に投資する。 一般とは、大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 日経225 (日経225(配当 込み)) | 目論見書又は投資信託約款において、日経平均株価(日経225)に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 日経225(配当込み)は、三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |

*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

* 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均株価（日経225）（配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 日経平均株価（日経225）（配当込み）に連動する投資成果を目指し、原則として同指数に採用されている銘柄に等株数投資を行います。



日経平均株価とは…

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

特色2 投資成果を配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す「日経平均トータルリターン・インデックス」の動きにできるだけ連動させるよう、ポートフォリオ管理を行います。

- ◆ 日経平均株価（日経225）（配当込み）に採用されている銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
- ◆ 資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
- ◆ 株式の組入比率は、高位を保つ予定です。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 年1回の決算時（3月28日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資は、制限を設けません。 |
| 株式への投資 | 株式の実質組入比率については、制限を設けません。 |
| 株式以外の資産への投資 | 株式以外の資産への実質投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への投資は行いません。 |

日経平均トータルリターン・インデックス(日経225(配当込み))とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたものです。当指数に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当指数は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、当指数自体および当指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
「日経」および当指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。
当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
日本経済新聞社は、当指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
日本経済新聞社は、当指数の構成銘柄、計算方法、その他当指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2019年3月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2019年9月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

基本方針

ファミリーファンド方式により、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資態度

マザーファンド受益証券を通じて、投資成果を日経平均株価の動きに出来るだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- a．日経平均株価に採用されている銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
 - b．資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
 - c．株式の組入比率は高位を保つ予定です。
 - d．株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- * 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

日経平均株価

- a．日経平均株価とは、日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

（a）日経平均株価計算式

日経平均株価 = 日経平均採用銘柄株価合計 ÷ 除数

イ．株価は、50円額面以外は50円額面に換算して合計します。

（注）無額面銘柄については、日本経済新聞社がみなし額面を設定します。

（注）2001年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。計算式に変更ありません。

ロ．小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

ハ．株価の採用優先順は以下の通りです。

（イ）現在の特別気配（または最終特別気配）

（ロ）現在値（または終値）

（ハ）基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

（b）除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない株価変動があった場合、原則として除数を修正します。また、採用銘柄の入替えがあった場合に除数を修正します。

イ．権利落ちの場合

$$\text{新除数} = \{ \text{現除数} \times (\text{権利付き最終日の株価合計} - \text{権利価格合計}) \} \div \text{権利付き最終日の株価合計}$$

$$\text{権利価格} = \text{権利付き最終日の株価} - \text{権利落ち理論値}$$

$$\text{権利落ち理論値} = (\text{権利付き最終日の株価} + \text{払込金} \times \text{有償割当率})$$

÷ (有償割当率 + 分割(併合)割当率)

(注) 株式分割(併合)が発生しない場合は、分割(併合)割当率 = 1 と
します。

ロ. 銘柄入替えの場合

権利価格 = 除外銘柄の株価 - 採用銘柄の株価

(c) 銘柄の入替え

対象銘柄の入替えについては、東証第1部上場基準に抵触したものは随時、流動性が他の銘柄と比べて相対的に低くなったものなどについては、毎年見直しが行われます。

b. 日経平均株価の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

<訂正後>

基本方針

ファミリーファンド方式により、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資態度

マザーファンド受益証券を通じて、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに出来るだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- a. 日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
 - b. 資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
 - c. 株式の組入比率は高位を保つ予定です。
 - d. 株式以外への資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- * 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

日経平均株価

- a. 日経平均株価とは、日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

(a) 日経平均株価計算式

日経平均株価 = 日経平均採用銘柄株価合計 ÷ 除数

イ．株価は、50円額面以外は50円額面に換算して合計します。

（注）無額面銘柄については、日本経済新聞社がみなし額面を設定します。

（注）2001年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。計算式に変更ありません。

ロ．小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

ハ．株価の採用優先順は以下の通りです。

（イ）現在の特別気配（または最終特別気配）

（ロ）現在値（または終値）

（ハ）基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

（b）除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない株価変動があった場合、原則として除数を修正します。また、採用銘柄の入替えがあった場合に除数を修正します。

イ．権利落ちの場合

$$\text{新除数} = \{ \text{現除数} \times (\text{権利付き最終日の株価合計} - \text{権利価格合計}) \} \div \text{権利付き最終日の株価合計}$$

$$\text{権利価格} = \text{権利付き最終日の株価} - \text{権利落ち理論値}$$

$$\text{権利落ち理論値} = (\text{権利付き最終日の株価} + \text{払込金} \times \text{有償割当率}) \div (\text{有償割当率} + \text{分割(併合)割当率})$$

（注）株式分割（併合）が発生しない場合は、分割（併合）割当率 = 1 とします。

ロ．銘柄入替えの場合

$$\text{権利価格} = \text{除外銘柄の株価} - \text{採用銘柄の株価}$$

（c）銘柄の入替え

対象銘柄の入替えについては、東証第1部上場基準に抵触したものは随時、流動性が他の銘柄と比べて相対的に低くなったものなどについては、毎年見直しが行われます。

b．日経平均株価の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

（2）【投資対象】

<訂正前>

主として、マザーファンド受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、原則として日経平均株価に採用された銘柄に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限〈信託約款に定められた投資制限〉の に定めるものに限ります。）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマイ・インデックス・オープン225マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、b．の証券または証書の性質を有するもの
- d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、a．の証券または証書を以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からe．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

先物取引等

参考 マザーファンドに係る約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）上場株式の中から、原則として日経平均株価に採用された銘柄に投資を行います。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および金融先物取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(2) 投資態度

投資成果を日経平均株価の動きに出来るだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

(イ) 前記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

(ロ) 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。

(ハ) 株式の組入比率は高位を保つ予定です。

(ニ) 株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

(イ) 株式の組入比率については、制限を設けません。

(ロ) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

<訂正後>

主として、マザーファンド受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、原則として日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 <信託約款に定められた投資制限>の に定めるものに限ります。）に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマイ・インデックス・オープン225マ

ザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、b.の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、a.の証券または証書を以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からe.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

先物取引等

参考 マザーファンドに係る約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)上場株式の中から、原則として日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄に投資を行います。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および金融先物取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

（２）投資態度

投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに出来るだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

（イ）前記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

（ロ）資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売却の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。

（ハ）株式の組入比率は高位を保つ予定です。

（ニ）株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

（イ）株式の組入比率については、制限を設けません。

（ロ）有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。

（ハ）外貨建資産への投資は行いません。

（ニ）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドの基準価額と日経平均株価（日経225）（配当込み）との主な乖離要因

ファンドは、日経平均株価（日経225）（配当込み）（以下「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、主として以下の要因から、ファンドの基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- a．指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
- b．信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- c．株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- d．指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- e．株価指数先物と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- f．株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響

- g．株式および株価指数先物取引の流動性低下時における売買対応の影響
- h．指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- i．追加設定および一部解約による運用資産の大幅な増減による組入比率への影響

上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a．収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

b．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合、または対象インデックスが改廃するなどやむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

d．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2014年10月末～2019年9月末)



(注) ファンドの基準価額(分配金再投資)はグラフの起点を10,000として表示しています。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年10月末～2019年9月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンス・インデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<訂正前>

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
消費税率が10%となった場合は、2.20%（税抜 2.00%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

<訂正後>

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.7020%（税抜0.6500%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。
消費税率が10%となった場合は、年0.7150%（税抜0.6500%）以内となります。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|-----------------|---|
| 委託会社 | 0.3200%～0.3700% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.2500% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.0800%～0.0300% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および受託会社の配分は、純資産総額に応じて以下の通りとなります。

| 純資産総額に応じて | 委託会社 | 受託会社 | 販売会社 |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 400億円以下の部分に対して | 0.3200% | 0.0800% | |
| 400億円超500億円以下の部分に対して | 0.3300% | 0.0700% | |
| 500億円超700億円以下の部分に対して | 0.3400% | 0.0600% | |
| 700億円超1,000億円以下の部分に対して | 0.3500% | 0.0500% | 0.2500% |

| | | |
|--------------------------|---------|---------|
| 1,000億円超1,500億円以下の部分に対して | 0.3550% | 0.0450% |
| 1,500億円超4,000億円以下の部分に対して | 0.3625% | 0.0375% |
| 4,000億円超の部分に対して | 0.3700% | 0.0300% |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

<訂正後>

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.7150%（税抜0.6500%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|-----------------|---|
| 委託会社 | 0.3200%～0.3700% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.2500% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.0800%～0.0300% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および受託会社の配分は、純資産総額に応じて以下の通りとなります。

| 純資産総額に応じて | 委託会社 | 受託会社 | 販売会社 |
|--------------------------|---------|---------|---------|
| 400億円以下の部分に対して | 0.3200% | 0.0800% | 0.2500% |
| 400億円超500億円以下の部分に対して | 0.3300% | 0.0700% | |
| 500億円超700億円以下の部分に対して | 0.3400% | 0.0600% | |
| 700億円超1,000億円以下の部分に対して | 0.3500% | 0.0500% | |
| 1,000億円超1,500億円以下の部分に対して | 0.3550% | 0.0450% | |
| 1,500億円超4,000億円以下の部分に対して | 0.3625% | 0.0375% | |
| 4,000億円超の部分に対して | 0.3700% | 0.0300% | |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【マイ・インデックス・オープン225】

（1）【投資状況】

令和1年9月30日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|--------------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 853,665,037 | 99.90 |
| コール・ローン、その他資産 （負債控除後） | | 863,079 | 0.10 |
| 純資産総額 | | 854,528,116 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和1年9月30日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|------|-----------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マイ・インデックス・オープン225 マザーファンド | 294,743,306 | 2.7644 | 814,788,396 | 2.8963 | 853,665,037 | 99.90 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.90 |
| 合計 | 99.90 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額 （1口当たりの純資産価額） | |
|------------------------|---------------|---------------|-----------------------|-------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第19計算期間末日（平成22年 3月29日） | 3,231,635,500 | 3,241,206,400 | 3,377 | 3,387 |
| 第20計算期間末日（平成23年 3月28日） | 3,075,765,800 | 3,086,337,510 | 2,909 | 2,919 |
| 第21計算期間末日（平成24年 3月28日） | 3,262,120,613 | 3,272,358,623 | 3,186 | 3,196 |
| 第22計算期間末日（平成25年 3月28日） | 3,527,174,276 | 3,536,229,266 | 3,895 | 3,905 |
| 第23計算期間末日（平成26年 3月28日） | 1,257,183,203 | 1,259,895,273 | 4,636 | 4,646 |
| 第24計算期間末日（平成27年 3月30日） | 1,491,251,615 | 1,493,673,145 | 6,158 | 6,168 |
| 第25計算期間末日（平成28年 3月28日） | 1,156,738,079 | 1,158,858,509 | 5,455 | 5,465 |
| 第26計算期間末日（平成29年 3月28日） | 1,205,395,757 | 1,207,346,797 | 6,178 | 6,188 |
| 第27計算期間末日（平成30年 3月28日） | 1,042,370,750 | 1,043,885,090 | 6,883 | 6,893 |
| 第28計算期間末日（平成31年 3月28日） | 849,986,150 | 851,204,050 | 6,979 | 6,989 |
| 平成30年 9月末日 | 1,002,304,092 | | 7,946 | |
| 10月末日 | 890,300,005 | | 7,228 | |
| 11月末日 | 904,900,395 | | 7,366 | |
| 12月末日 | 810,614,075 | | 6,610 | |
| 平成31年 1月末日 | 840,216,514 | | 6,853 | |
| 2月末日 | 860,599,311 | | 7,055 | |
| 3月末日 | 856,911,502 | | 7,036 | |
| 4月末日 | 897,286,778 | | 7,389 | |
| 令和 1年 5月末日 | 828,548,820 | | 6,843 | |

| | | | |
|------|-------------|--|-------|
| 6月末日 | 855,033,675 | | 7,072 |
| 7月末日 | 863,769,899 | | 7,152 |
| 8月末日 | 814,883,095 | | 6,887 |
| 9月末日 | 854,528,116 | | 7,286 |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金 |
|---------|-----------|
| 第19計算期間 | 10円 |
| 第20計算期間 | 10円 |
| 第21計算期間 | 10円 |
| 第22計算期間 | 10円 |
| 第23計算期間 | 10円 |
| 第24計算期間 | 10円 |
| 第25計算期間 | 10円 |
| 第26計算期間 | 10円 |
| 第27計算期間 | 10円 |
| 第28計算期間 | 10円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|-----------|--------|
| 第19計算期間 | 34.40 |
| 第20計算期間 | 13.56 |
| 第21計算期間 | 9.86 |
| 第22計算期間 | 22.56 |
| 第23計算期間 | 19.28 |
| 第24計算期間 | 33.04 |
| 第25計算期間 | 11.25 |
| 第26計算期間 | 13.43 |
| 第27計算期間 | 11.57 |
| 第28計算期間 | 1.54 |
| 第29中間計算期間 | 4.92 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|---------|---------|-----------|
| 第19計算期間 | 122 | 215,540 | 957,090 |
| 第20計算期間 | 482,069 | 381,988 | 1,057,171 |

| | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 第21計算期間 | 126 | 33,496 | 1,023,801 |
| 第22計算期間 | 116,852 | 235,154 | 905,499 |
| 第23計算期間 | 153,044 | 787,336 | 271,207 |
| 第24計算期間 | 20,147 | 49,201 | 242,153 |
| 第25計算期間 | 16,657 | 46,767 | 212,043 |
| 第26計算期間 | 977 | 17,916 | 195,104 |
| 第27計算期間 | 4,713 | 48,383 | 151,434 |
| 第28計算期間 | 2,510 | 32,154 | 121,790 |
| 第29中間計算期間 | | 4,499 | 117,291 |

（参考）

マイ・インデックス・オープン225 マザーファンド

投資状況

令和1年9月30日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|--------------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 2,415,780,960 | 84.29 |
| コール・ローン、その他資産 （負債控除後） | | 450,210,549 | 15.71 |
| 純資産総額 | | 2,865,991,509 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和1年9月30日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 建別 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|----------|----|------|-------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本 | 435,200,000 | 15.18 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和1年9月30日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 投資 比率 （%） |
|------|----|-----|----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|------|----|-----|----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

| | | | | | | | | | |
|----|----|-----------------|--------|--------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 4,000 | 52,320.00 | 209,280,000 | 64,210.00 | 256,840,000 | 8.96 |
| 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 24,000 | 5,272.50 | 126,540,000 | 4,240.00 | 101,760,000 | 3.55 |
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 4,000 | 16,025.00 | 64,100,000 | 20,565.00 | 82,260,000 | 2.87 |
| 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 4,000 | 18,715.00 | 74,860,000 | 20,340.00 | 81,360,000 | 2.84 |
| 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 24,000 | 2,357.00 | 56,568,000 | 2,825.00 | 67,800,000 | 2.37 |
| 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 4,000 | 12,555.00 | 50,220,000 | 14,180.00 | 56,720,000 | 1.98 |
| 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 16,000 | 3,362.00 | 53,792,000 | 3,480.00 | 55,680,000 | 1.94 |
| 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 8,000 | 6,438.00 | 51,504,000 | 6,705.00 | 53,640,000 | 1.87 |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 4,000 | 9,189.00 | 36,756,000 | 11,560.00 | 46,240,000 | 1.61 |
| 日本 | 株式 | ファミリーマート | 小売業 | 16,000 | 2,807.00 | 44,912,000 | 2,633.00 | 42,128,000 | 1.47 |
| 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 12,000 | 3,107.00 | 37,284,000 | 3,286.00 | 39,432,000 | 1.38 |
| 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 4,000 | 9,429.00 | 37,716,000 | 9,858.00 | 39,432,000 | 1.38 |
| 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 4,000 | 8,630.00 | 34,520,000 | 9,670.00 | 38,680,000 | 1.35 |
| 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 8,000 | 2,522.00 | 20,176,000 | 4,775.00 | 38,200,000 | 1.33 |
| 日本 | 株式 | 資生堂 | 化学 | 4,000 | 7,926.00 | 31,704,000 | 8,629.00 | 34,516,000 | 1.20 |
| 日本 | 株式 | 中外製薬 | 医薬品 | 4,000 | 7,600.00 | 30,400,000 | 8,400.00 | 33,600,000 | 1.17 |
| 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 4,000 | 8,615.00 | 34,460,000 | 7,984.00 | 31,936,000 | 1.11 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 20,000 | 1,637.00 | 32,740,000 | 1,538.50 | 30,770,000 | 1.07 |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 4,000 | 6,514.00 | 26,056,000 | 7,216.00 | 28,864,000 | 1.01 |
| 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 20,000 | 1,220.00 | 24,400,000 | 1,394.00 | 27,880,000 | 0.97 |
| 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 4,000 | 4,400.00 | 17,600,000 | 6,804.00 | 27,216,000 | 0.95 |
| 日本 | 株式 | バンダイナムコホールディングス | その他製品 | 4,000 | 5,900.00 | 23,600,000 | 6,730.00 | 26,920,000 | 0.94 |
| 日本 | 株式 | ソニー | 電気機器 | 4,000 | 4,673.00 | 18,692,000 | 6,347.00 | 25,388,000 | 0.89 |
| 日本 | 株式 | エムスリー | サービス業 | 9,600 | 2,601.90 | 24,978,240 | 2,602.00 | 24,979,200 | 0.87 |
| 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 4,000 | 6,717.00 | 26,868,000 | 5,999.00 | 23,996,000 | 0.84 |
| 日本 | 株式 | オムロン | 電気機器 | 4,000 | 5,120.00 | 20,480,000 | 5,910.00 | 23,640,000 | 0.82 |
| 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 16,000 | 1,198.00 | 19,168,000 | 1,456.00 | 23,296,000 | 0.81 |
| 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 8,000 | 3,002.00 | 24,016,000 | 2,798.50 | 22,388,000 | 0.78 |
| 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 4,000 | 6,156.00 | 24,624,000 | 5,491.00 | 21,964,000 | 0.77 |
| 日本 | 株式 | アサヒグループホールディングス | 食料品 | 4,000 | 4,795.00 | 19,180,000 | 5,350.00 | 21,400,000 | 0.75 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|--------|---------|
| 株式 | 水産・農林業 | 0.12 |
| | 鉱業 | 0.06 |
| | 建設業 | 1.95 |
| | 食料品 | 3.60 |
| | 繊維製品 | 0.19 |
| | パルプ・紙 | 0.09 |

| | |
|------------|-------|
| 化学 | 7.01 |
| 医薬品 | 6.42 |
| 石油・石炭製品 | 0.24 |
| ゴム製品 | 0.73 |
| ガラス・土石製品 | 0.96 |
| 鉄鋼 | 0.08 |
| 非鉄金属 | 0.75 |
| 金属製品 | 0.25 |
| 機械 | 3.91 |
| 電気機器 | 16.27 |
| 輸送用機器 | 4.17 |
| 精密機器 | 3.02 |
| その他製品 | 1.94 |
| 電気・ガス業 | 0.18 |
| 陸運業 | 1.80 |
| 海運業 | 0.08 |
| 空運業 | 0.05 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.19 |
| 情報・通信業 | 8.61 |
| 卸売業 | 1.75 |
| 小売業 | 11.90 |
| 銀行業 | 0.58 |
| 証券、商品先物取引業 | 0.26 |
| 保険業 | 0.83 |
| その他金融業 | 0.20 |
| 不動産業 | 1.44 |
| サービス業 | 4.64 |
| 小計 | 84.29 |
| 合計 | 84.29 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 1年 9月30日現在

| 資産の種類 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額（円） | 評価金額（円） | 投資比率（％） |
|----------|-------|-----------------|----|----|----|-------------|-------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | 日経225先物 19年12月限 | 買建 | 20 | 円 | 426,850,800 | 435,200,000 | 15.18 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

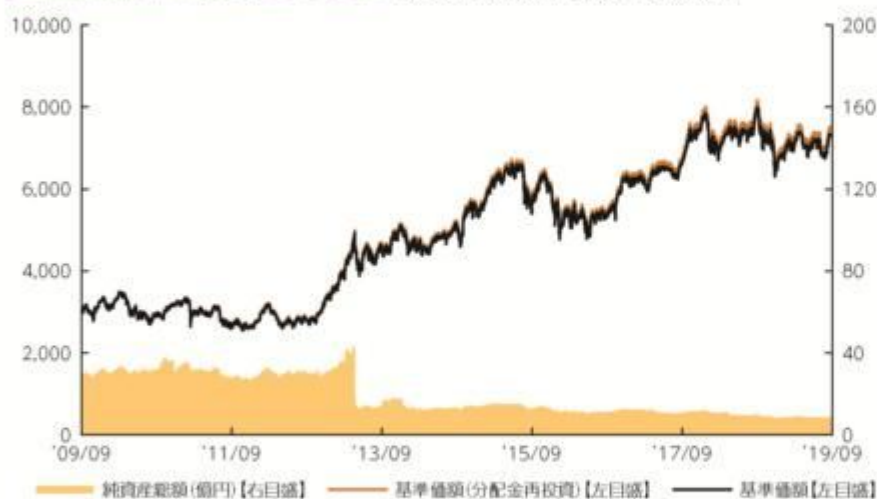
参考情報



運用実績

2019年9月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2009年9月30日～2019年9月30日



- 基準価額 (分配金再投資) はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額 (分配金再投資) は運用報酬 (信託報酬) 控除後です。

■ 基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 7,286円 |
| 純資産総額 | 8.5億円 |

■ 分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2019年3月 | 10円 |
| 2018年3月 | 10円 |
| 2017年3月 | 10円 |
| 2016年3月 | 10円 |
| 2015年3月 | 10円 |
| 2014年3月 | 10円 |
| 設定来累計 | 1,338円 |

- 分配金は1口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

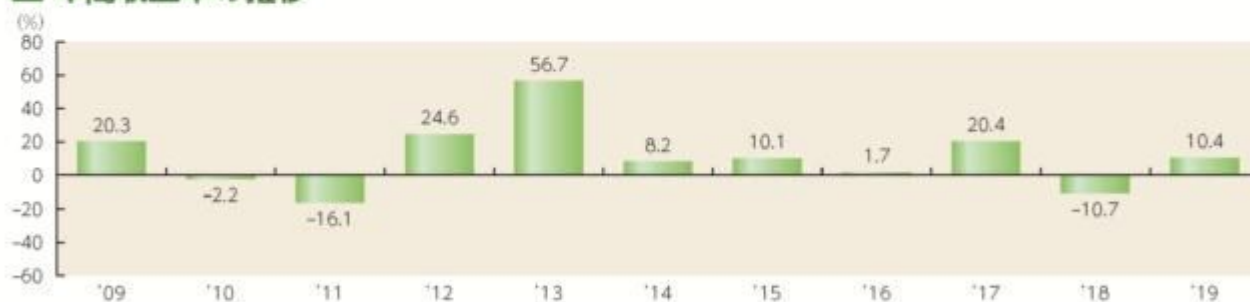
| 組入上位業種 | 比率 |
|----------|-------|
| 1 電気機器 | 16.3% |
| 2 小売業 | 11.9% |
| 3 情報・通信業 | 8.6% |
| 4 化学 | 7.0% |
| 5 医薬品 | 6.4% |
| 6 サービス業 | 4.6% |
| 7 輸送用機器 | 4.2% |
| 8 機械 | 3.9% |
| 9 食料品 | 3.6% |
| 10 精密機器 | 3.0% |

| 組入上位銘柄 | 業種 | 比率 |
|---------------|--------|------|
| 1 ファーストリテイリング | 小売業 | 9.0% |
| 2 ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 3.5% |
| 3 東京エレクトロン | 電気機器 | 2.9% |
| 4 ファナック | 電気機器 | 2.8% |
| 5 KDDI | 情報・通信業 | 2.4% |
| 6 ダイキン工業 | 機械 | 2.0% |
| 7 テルモ | 精密機器 | 1.9% |
| 8 京セラ | 電気機器 | 1.9% |
| 9 信越化学工業 | 化学 | 1.6% |
| 10 ファミリーマート | 小売業 | 1.5% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---------------|-------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 15.2% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率 (小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額 (分配金再投資) で計算
- 2019年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
消費税率が10%となった場合は、2.20%（税抜 2.00%）となります。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

<訂正前>

2021年3月26日まで（1991年3月29日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

2021年3月26日まで（1991年3月29日設定）

繰上償還が決定した場合、2020年3月12日まで（1991年3月29日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成31年3月29日から令和1年9月28日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【マイ・インデックス・オープン225】

(1)【中間貸借対照表】

| | (単位：円) | |
|-----------------|------------------------|------------------------------|
| | 第28期 [平成31年3月28日現在] | 第29期中間計算期間末 [令和1年9月28日現在] |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,226,525 | 3,868,352 |
| 親投資信託受益証券 | 849,122,317 | 858,076,968 |
| 未収入金 | 1,052,254 | 16,587 |
| 流動資産合計 | 854,401,096 | 861,961,907 |
| 資産合計 | 854,401,096 | 861,961,907 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,217,900 | - |
| 未払解約金 | 155,364 | - |
| 未払受託者報酬 | 372,084 | 371,686 |
| 未払委託者報酬 | 2,651,050 | 2,648,204 |
| 未払利息 | 7 | 12 |
| その他未払費用 | 18,541 | 18,528 |
| 流動負債合計 | 4,414,946 | 3,038,430 |
| 負債合計 | 4,414,946 | 3,038,430 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,217,900,000 | 1,172,910,000 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 367,913,850 | 313,986,523 |
| (分配準備積立金) | 321,091,164 | 309,229,612 |
| 元本等合計 | 849,986,150 | 858,923,477 |
| 純資産合計 | 849,986,150 | 858,923,477 |
| 負債純資産合計 | 854,401,096 | 861,961,907 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | (単位：円) | |
|------|--|---|
| | 第28期中間計算期間 自平成30年3月29日 至平成30年9月28日 | 第29期中間計算期間 自平成31年3月29日 至令和1年9月28日 |
| 営業収益 | | |

| | 第28期中間計算期間 自 平成30年 3月29日 至 平成30年 9月28日 | 第29期中間計算期間 自 平成31年 3月29日 至 令和 1年 9月28日 |
|---|--|--|
| 有価証券売買等損益 | 150,841,361 | 43,151,883 |
| 営業収益合計 | 150,841,361 | 43,151,883 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,422 | 793 |
| 受託者報酬 | 428,323 | 371,686 |
| 委託者報酬 | 3,051,765 | 2,648,204 |
| その他費用 | 21,352 | 18,528 |
| 営業費用合計 | 3,502,862 | 3,039,211 |
| 営業利益又は営業損失() | 147,338,499 | 40,112,672 |
| 経常利益又は経常損失() | 147,338,499 | 40,112,672 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 147,338,499 | 40,112,672 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 13,807,889 | 223,413 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 471,969,250 | 367,913,850 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,272,540 | 13,591,242 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,272,540 | 13,591,242 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,919,808 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,919,808 | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 259,085,908 | 313,986,523 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|--------------------|---|

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 第28期 [平成31年 3月28日現在] | 第29期中間計算期間末 [令和 1年 9月28日現在] |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 1. 期首元本額 | 1,514,340,000円 | 1,217,900,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 25,100,000円 | 円 |
| 期中一部解約元本額 | 321,540,000円 | 44,990,000円 |
| 2. 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 367,913,850円 | 313,986,523円 |
| 3. 受益権の総数 | 121,790口 | 117,291口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | |
|---|---|
| <p>第28期中間計算期間 自 平成30年 3月29日 至 平成30年 9月28日</p> | <p>第29期中間計算期間 自 平成31年 3月29日 至 令和 1年 9月28日</p> |
| <p>該当事項はありません。</p> | <p>該当事項はありません。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第28期 [平成31年 3月28日現在] | 第29期中間計算期間末 [令和 1年 9月28日現在] |
|----------------------------|--|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | 第28期 [平成31年 3月28日現在] | 第29期中間計算期間末 [令和 1年 9月28日現在] |
|-----------|-------------------------|--------------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 6,979円 | 7,323円 |

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マイ・インデックス・オープン225 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 1年 9月28日現在]

| | |
|--------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 455,843,422 |
| 株式 | 2,406,416,720 |
| 派生商品評価勘定 | 9,838,660 |
| 未収配当金 | 19,516,120 |
| 流動資産合計 | 2,891,614,922 |
| 資産合計 | 2,891,614,922 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 前受金 | 10,800,000 |
| 未払解約金 | 46,481 |
| 未払利息 | 811 |
| 流動負債合計 | 10,847,292 |
| 負債合計 | 10,847,292 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 989,583,367 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,891,184,263 |
| 元本等合計 | 2,880,767,630 |
| 純資産合計 | 2,880,767,630 |
| 負債純資産合計 | 2,891,614,922 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| | [令和 1年 9月28日現在] |
|--|-----------------|
| 1. 期首 | 平成31年 3月29日 |
| 期首元本額 | 1,042,665,195円 |
| 期中追加設定元本額 | 円 |
| 期中一部解約元本額 | 53,081,828円 |
| 元本の内訳 | |
| マイ・インデックス・オープン225 VA（適格機関投資家専用） | 694,822,978円 |
| マイ・インデックス・オープン225 | 294,760,389円 |
| 合計 | 989,583,367円 |
| 2. 差入委託証拠金代用有価証券 | |
| 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入れを行っております。 | |
| 株式 | 168,540,000円 |
| 3. 受益権の総数 | 989,583,367口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [令和 1年 9月28日現在] |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 1年 9月28日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
|------|----------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 448,160,000 | | 458,010,000 | 9,850,000 |
| | 合計 | 448,160,000 | | 458,010,000 | 9,850,000 |

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報)

| | [令和 1年 9月28日現在] |
|--------------|-------------------|
| 1口当たり純資産額 | 2.9111円 |
| (1万口当たり純資産額) | (29,111円) |

2【ファンドの現況】

【マイ・インデックス・オープン225】

【純資産額計算書】

令和 1年 9月30日現在

(単位：円)

| | |
|------------------|-------------|
| 資産総額 | 854,561,267 |
| 負債総額 | 33,151 |
| 純資産総額 (-) | 854,528,116 |
| 発行済口数 | 117,291口 |
| 1口当たり純資産価額 (/) | 7,286 |

(参考)

マイ・インデックス・オープン225 マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 9月30日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 2,891,110,447 |
| 負債総額 | 25,118,938 |
| 純資産総額(-) | 2,865,991,509 |
| 発行済口数 | 989,535,498口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 2.8963 |
| (10,000口当たり) | (28,963) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2019年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 871 | 13,343,333 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,168,873 |
| 単位型株式投資信託 | 72 | 350,116 |
| 単位型公社債投資信託 | 4 | 25,793 |
| 合計 | 963 | 14,888,115 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | | 第34期 (平成31年3月31日現在) | |
|--------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 54,140,307 | 2 | 53,969,686 |
| 有価証券 | | 19,967 | | 1,403,513 |

| | | | | |
|------------|---|-------------|---|------------|
| 前払費用 | | 362,886 | | 514,587 |
| 未収入金 | | 2,109 | | 2,284 |
| 未収委託者報酬 | | 9,770,529 | | 9,995,458 |
| 未収収益 | 2 | 674,156 | 2 | 560,483 |
| 金銭の信託 | 2 | 30,000 | 2 | 100,000 |
| その他 | | 224,645 | | 153,256 |
| 流動資産合計 | | 65,224,602 | | 66,699,271 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 760,010 | 1 | 617,032 |
| 器具備品 | 1 | 724,852 | 1 | 665,247 |
| 土地 | | 1,356,000 | | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 2,840,863 | | 1,910,713 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 2,654,296 | | 3,670,753 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,097,970 | | 536,345 |
| 無形固定資産合計 | | 3,768,090 | | 4,222,921 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 26,361,327 | | 21,408,781 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 投資不動産 | | - | 1 | 824,268 |
| 長期差入保証金 | | 627,141 | | 593,536 |
| 前払年金費用 | | 434,700 | | 415,234 |
| 繰延税金資産 | | 1,237,989 | | 1,496,180 |
| その他 | | 45,230 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 29,002,925 | | 25,079,767 |
| 固定資産合計 | | 35,611,879 | | 31,213,401 |
| 資産合計 | | 100,836,481 | | 97,912,673 |

(単位：千円)

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|---------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 359,176 | 293,258 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 174,333 | 170,281 |
| 未払償還金 | 456,159 | 448,695 |
| 未払手数料 | 2 3,905,670 | 2 3,990,054 |
| その他未払金 | 2 4,330,584 | 2 3,961,765 |
| 未払費用 | 2 4,388,803 | 2 3,803,995 |
| 未払消費税等 | 99,010 | 194,852 |
| 未払法人税等 | 736,829 | 573,657 |
| 賞与引当金 | 906,167 | 901,135 |
| 役員賞与引当金 | 125,343 | 140,100 |
| その他 | 842,194 | 868,992 |
| 流動負債合計 | 16,324,272 | 15,346,788 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | - | 43,200 |
| 退職給付引当金 | 720,536 | 860,851 |
| 役員退職慰労引当金 | 187,562 | 144,303 |
| 時効後支払損引当金 | 254,851 | 247,767 |
| 固定負債合計 | 1,162,951 | 1,296,122 |
| 負債合計 | 17,487,223 | 16,642,910 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,572,096 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 27,790,911 | 26,069,594 |
| 利益剰余金合計 | 35,131,500 | 33,410,184 |
| 株主資本合計 | 81,864,344 | 80,143,028 |

(単位：千円)

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,484,913 | 1,126,733 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,484,913 | 1,126,733 |
| 純資産合計 | 83,349,257 | 81,269,762 |
| 負債純資産合計 | 100,836,481 | 97,912,673 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 75,423,596 | 70,375,414 |
| 投資顧問料 | 2,723,458 | 2,505,299 |
| その他営業収益 | 48,215 | 18,844 |
| 営業収益合計 | 78,195,269 | 72,899,557 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 2 30,906,879 | 2 28,533,952 |
| 広告宣伝費 | 730,784 | 739,643 |
| 公告費 | 1,000 | 500 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,723,057 | 1,794,755 |

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 委託調査費 | 13,467,029 | 12,194,996 |
| 事務委託費 | 864,916 | 1,016,816 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 178,652 | 170,794 |
| 印刷費 | 467,973 | 427,442 |
| 協会費 | 50,251 | 48,375 |
| 諸会費 | 15,328 | 16,175 |
| 事務機器関連費 | 1,635,079 | 1,841,631 |
| その他営業雑経費 | 23,250 | - |
| 営業費用合計 | 50,064,204 | 46,785,083 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 349,359 | 349,083 |
| 給料・手当 | 6,421,837 | 6,453,717 |
| 賞与引当金繰入 | 906,167 | 901,135 |
| 役員賞与引当金繰入 | 125,343 | 140,100 |
| 福利厚生費 | 1,231,033 | 1,234,293 |
| 交際費 | 13,012 | 13,011 |
| 旅費交通費 | 192,192 | 200,426 |
| 租税公課 | 410,229 | 373,201 |
| 不動産賃借料 | 678,182 | 654,886 |
| 退職給付費用 | 423,171 | 428,912 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 47,889 | 51,159 |
| 固定資産減価償却費 | 1,115,719 | 1,252,321 |
| 諸経費 | 450,299 | 523,213 |
| 一般管理費合計 | 12,364,437 | 12,575,461 |
| 営業利益 | 15,766,627 | 13,539,012 |

(単位：千円)

| | 第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 349,402 | 181,073 |
| 受取利息 | 2 483 | 2 1,913 |
| 投資有価証券償還益 | 81,580 | 416,706 |
| 収益分配金等時効完成分 | 91,672 | 44,392 |
| 受取賃貸料 | - | 2 38,388 |
| その他 | 9,989 | 11,871 |
| 営業外収益合計 | 533,128 | 694,346 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券償還損 | 30,114 | 118,173 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 43,182 | 1,166 |
| 事務過誤費 | 10,402 | 420 |
| 賃貸関連費用 | - | 35,994 |
| その他 | 3,829 | 1,481 |
| 営業外費用合計 | 87,529 | 157,235 |
| 経常利益 | 16,212,226 | 14,076,123 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 516,394 | 501,778 |

| | | | |
|--------------|---|------------|------------|
| ゴルフ会員権売却益 | | 7,495 | |
| 特別利益合計 | | 523,889 | 501,778 |
| 特別損失 | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 105,903 | 135,399 |
| 投資有価証券評価損 | | 102,096 | 62,310 |
| 固定資産除却損 | 1 | 54 | 4,848 |
| 固定資産売却損 | | - | 225 |
| システム関連費 | | - | 322,986 |
| 商標使用料 | | - | 90,000 |
| 特別損失合計 | | 208,054 | 615,770 |
| 税引前当期純利益 | | 16,528,061 | 13,962,130 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 5,252,224 | 4,420,179 |
| 法人税等調整額 | | 76,092 | 100,112 |
| 法人税等合計 | | 5,176,132 | 4,320,066 |
| 当期純利益 | | 11,351,928 | 9,642,064 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 26,595,731 | 26,595,731 | 26,595,731 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 11,351,928 | 11,351,928 | 11,351,928 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | | 15,243,802 | 15,243,802 | 15,243,802 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,790,911 | 35,131,500 | 81,864,344 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,494,586 | 1,494,586 | 98,602,734 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 26,595,731 |
| 当期純利益 | | | 11,351,928 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9,673 | 9,673 | 9,673 |
| 当期変動額合計 | 9,673 | 9,673 | 15,253,476 |
| 当期末残高 | 1,484,913 | 1,484,913 | 83,349,257 |

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|--------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,790,911 | 35,131,500 | 81,864,344 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 11,363,380 | 11,363,380 | 11,363,380 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 当期純利益 | | | | | | | 9,642,064 | 9,642,064 | 9,642,064 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 1,721,316 | 1,721,316 | 1,721,316 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,484,913 | 1,484,913 | 83,349,257 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,363,380 |
| 当期純利益 | | | 9,642,064 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | 358,179 | 358,179 | 358,179 |
| 当期変動額合計 | 358,179 | 358,179 | 2,079,495 |
| 当期末残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建物 | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |
| 投資不動産 | 3年～47年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 604,123千円 | 551,025千円 |
| 器具備品 | 1,215,234千円 | 1,350,407千円 |
| 投資不動産 | | 138,024千円 |

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 41,809,118千円 | 240,211千円 |
| 未収収益 | 40,621千円 | 25,307千円 |
| 金銭の信託 | 30,000千円 | 100,000千円 |
| 未払手数料 | 1,577,059千円 | 671,568千円 |
| その他未払金 | 3,850,734千円 | 3,217,341千円 |
| 未払費用 | 430,491千円 | 444,754千円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | | 2,547千円 |
| 器具備品 | 54千円 | 2,301千円 |
| 計 | 54千円 | 4,848千円 |

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 支払手数料 | 11,380,244千円 | 5,298,064千円 |
| 受取利息 | 380千円 | 3千円 |
| 受取賃貸料 | | 38,388千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,851,536千円 | 3,216,517千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| 基準日 | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| 基準日 | 平成30年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| 基準日 | 平成30年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 678,116千円 | 675,956千円 |
| 1年超 | 1,351,912千円 | 675,956千円 |
| 合計 | 2,030,029千円 | 1,351,912千円 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 54,140,307 | 54,140,307 | - |
| (2) 有価証券 | 19,967 | 19,967 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,770,529 | 9,770,529 | - |
| (4) 投資有価証券 | 26,224,167 | 26,224,167 | - |
| 資産計 | 90,154,972 | 90,154,972 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,905,670 | 3,905,670 | - |
| 負債計 | 3,905,670 | 3,905,670 | - |

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 53,969,686 | 53,969,686 | - |
| (2) 有価証券 | 1,403,513 | 1,403,513 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,995,458 | 9,995,458 | - |
| (4) 投資有価証券 | 21,353,421 | 21,353,421 | - |
| 資産計 | 86,722,080 | 86,722,080 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |
| 負債計 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 137,160 | 55,360 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--|------|-------------|--------------|------|
| | | | | |

| | | | | |
|-------------------|------------|------------|-----------|--------|
| 現金及び預金 | 54,140,307 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 9,770,529 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 19,967 | 13,110,758 | 8,593,680 | 68,714 |
| 合計 | 63,930,804 | 13,110,758 | 8,593,680 | 68,714 |

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| | | | | |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
| 現金及び預金 | 53,969,686 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 9,995,458 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,403,513 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |
| 合計 | 65,368,659 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 18,599,111 | 16,040,884 | 2,558,227 |
| | 小計 | 18,599,111 | 16,040,884 | 2,558,227 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 7,645,023 | 8,062,990 | 417,966 |
| | 小計 | 7,645,023 | 8,062,990 | 417,966 |
| 合計 | | 26,244,135 | 24,103,874 | 2,140,260 |

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| | 小計 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| | 小計 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| 合計 | | 22,756,935 | 21,132,932 | 1,624,002 |

3. 売却したその他有価証券

第33期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 8,169,769 | 516,394 | 105,903 |
| 合計 | 8,169,769 | 516,394 | 105,903 |

第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 140,240 | 58,440 | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,222,594 | 443,338 | 135,399 |
| 合計 | 5,362,834 | 501,778 | 135,399 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) | |
|--------------|-------------------------------------|----|-------------------------------------|----|
| | | 千円 | | 千円 |
| 退職給付債務の期首残高 | 3,649,089 | | 3,729,252 | |
| 勤務費用 | 184,120 | | 193,531 | |
| 利息費用 | 27,829 | | 24,351 | |
| 数理計算上の差異の発生額 | 56,895 | | 15,898 | |
| 退職給付の支払額 | 188,683 | | 218,947 | |
| 過去勤務費用の発生額 | - | | - | |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,729,252 | | 3,712,289 | |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) | |
|--------------|-------------------------------------|----|-------------------------------------|----|
| | | 千円 | | 千円 |
| 年金資産の期首残高 | 2,698,738 | | 2,723,393 | |
| 期待運用収益 | 48,080 | | 48,664 | |
| 数理計算上の差異の発生額 | 47,759 | | 4,606 | |
| 事業主からの拠出額 | 102,564 | | 102,564 | |
| 退職給付の支払額 | 173,748 | | 203,077 | |
| 年金資産の期末残高 | 2,723,393 | | 2,666,937 | |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,374,562 千円 | 3,125,760 千円 |
| 年金資産 | 2,723,393 | 2,666,937 |
| | 651,168 | 458,822 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 354,690 | 586,529 |
| 未積立退職給付債務 | 1,005,858 | 1,045,351 |
| 未認識数理計算上の差異 | 169,893 | 114,968 |
| 未認識過去勤務費用 | 550,128 | 484,766 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 285,836 | 445,616 |
| 退職給付引当金 | 720,536 | 860,851 |
| 前払年金費用 | 434,700 | 415,234 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 285,836 | 445,616 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 勤務費用 | 184,120 千円 | 193,531 千円 |
| 利息費用 | 27,829 | 24,351 |
| 期待運用収益 | 48,080 | 48,664 |
| 数理計算上の差異の費用処理 額 | 47,053 | 43,633 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 4,780 | 5,986 |
| 確定給付制度に係る退職給付 費用 | 281,066 | 284,199 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券 | 62.2 % | 63.9 % |
| 株式 | 34.7 | 33.2 |
| その他 | 3.1 | 2.9 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.069 ~ 0.67% | 0.035 ~ 0.49% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第33期 (平成30年3月31日現在) | 第34期 (平成31年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 445,379千円 | 436,050千円 |
| 投資有価証券評価損 | 223,512 | 223,821 |
| 未払事業税 | 135,805 | 109,109 |
| 賞与引当金 | 277,468 | 275,927 |
| 役員賞与引当金 | 12,235 | 19,428 |
| 役員退職慰労引当金 | 57,431 | 44,185 |
| 退職給付引当金 | 220,628 | 263,592 |
| 減価償却超過額 | 13,690 | 157,741 |
| 委託者報酬 | 257,879 | 264,398 |
| 長期差入保証金 | 23,262 | 31,721 |
| 時効後支払損引当金 | 78,035 | 75,866 |
| 連結納税適用による時価評価 | 200,331 | 148,858 |
| その他 | 82,168 | 71,320 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,027,829 | 2,122,023 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,027,829 | 2,122,023 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 133,105 | 127,144 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,382 | 1,320 |
| その他有価証券評価差額金 | 655,348 | 497,269 |
| その他 | 4 | 108 |
| 繰延税金負債 合計 | 789,840 | 625,842 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,237,989 | 1,496,180 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）及び第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）及び第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|------|----------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|---------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,851,587 千円 | その他未払金 | 3,850,734 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,528,131 千円 | 未払手数料 | 665,262 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注3) | 664,152 千円 | 未払費用 | 348,142 千円 |
| 主要株主 | ㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5) | 東京都 千代田 区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,852,112 千円 | 未払手数料 | 921,796 千円 |

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|----------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,216,517 千円 | その他未払金 | 3,217,341 千円 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|------------------|-----------------|----------------|-------------|---------------------|---|---------------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,298,064 千円 | 未払手数料 | 671,568 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注3) | 695,834 千円 | 未払費用 | 365,510 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注4) | 科目 | 期末残高 (注4) |
|-------------|----------------------------------|-----------------|---------------|-----------|----------------------------|---|---------------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株) | 東京都 千代田 区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 6,263,571 千円 | 未払手数料 | 907,290 千円 |

第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注4) | 科目 | 期末残高(注 4) |
|-------------|----------------|-----------------|------------------|-----------|----------------------------|---|---------------------------------------|------------------|------------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ 銀行 | 東京都 千代田 区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし (注1) | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 4,629,670 千円 | 未払手数料 | 734,633 千円 |
| | | | | | | 取引銀行 | コーラブル預 金の預入 (注3) | 20,000,000 千円 | 現金及び 預金 | 20,000,000 千円 |
| | | | | | | | コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3) | 1,578 千円 | 未収収益 | 1,578 千円 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|---|---------------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱ | 東京都 千代田 区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 6,152,016 千円 | 未払手数料 | 962,840 千円 |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|---|---------------------------------------|-----------------|-------|---------------|

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 393,935.45円 | 384,107.08円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 53,652.87円 | 45,571.50円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 11,351,928 | 9,642,064 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 11,351,928 | 9,642,064 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 211,581 | 211,581 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
 資本金の額：342,037百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

| 名称 | 資本金の額 （2019年3月末現在） | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|----------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| セントラル短資株式会社 | 5,000 百万円 | 主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。 |
| 藍澤証券株式会社 | 8,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| いちよし証券株式会社 | 14,577 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エース証券株式会社 | 8,831 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 木村証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 共和証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 極東証券株式会社 | 5,251 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| あかつき証券株式会社 | 3,067 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 光世証券株式会社 | 12,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 国府証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 荘内証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 北洋証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| スターツ証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 第四北越証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 日産証券株式会社 | 1,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 廣田証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸近証券株式会社 | 200 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸八証券株式会社 | 3,751 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

| | | |
|-----------------------|------------|-------------------------------|
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 明和証券株式会社 | 511 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 豊証券株式会社 | 2,540 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2019年3月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2019年9月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年10月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイ・インデックス・オープン225の平成31年3月29日から令和1年9月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイ・インデックス・オープン225の令和1年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成31年3月29日から令和1年9月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。